令和８年度 第２回 米子市特別職報酬等審議会議事概要

開催日時：令和８年 10 月 28 日（水曜日）　午前 10 時 00 分から午前 10 時 45 分
開催場所：米子市役所本庁舎５階 議会第２会議室
出席者：
委員（敬称略）…西谷 保（会長）、足立 信二（会長職務代理者）、伊藤 道美、
高橋 由美子、廣江 智、松本　善樹、宮松　美和子
事務局…長谷川総務部長、楠職員課長、久保職員課長補佐、日川職員課係長、吉川職員課主任

以下、議事概要

１　開会

２　審議
⑴　審議会（第１回）の審議内容について

【会長】
10 月５日に開催した第１回審議会において、令和５年度以降の当審議会の議論の経緯を踏まえ、米子市の特別職の報酬等の改定についてご審議いただいた。令和５年度以降、本市の特別職の報酬等の改定率については、国の特別職が準拠する国家公務員指定職の人事院勧告における俸給月額の引き上げ率を改定の根拠としてきたことから、今後もこの改定の根拠を参考とする方向性について、委員の皆様のご了承をいただいた。
第１回審議会では、今年度についても同様の改定の根拠を採用し、報酬等は令和９年度から約 3.0%引き上げ、期末手当は令和８年度分から 0.05 月引き上げとし、役職加算割合は据え置きとする事務局案の方向で進めることについて、話がまとまった。

⑵　事務局からの追加資料説明

【事務局】
（追加資料３枚を配布し、説明）
・「本年の給料勧告のポイント①」
第１回の審議会で人事院勧告の詳しい説明が不足していた部分があったため、補足資料として「本年の給料勧告のポイント①」の資料を配布している。俸給（月額基本給）については、民間給与との格差 15,056 円（3.51%）を解消するため改定を行うとされている。また、ボーナス（期末・勤勉手当）については、年間 4.65 月分から 4.70 月分へと 0.05 月の引き上げ改定となっている。

・「特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要」
一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定する法律案が示されている。俸給月額の改定としては、指定職の職員に準じて俸給月額を 3.0%程度（25,000 円～63,000

円）引き上げる内容で、期末手当についても、年間 3.50 月分から 3.55 月分へ一般職と同様に 0.05 月の引き上げとなっている。

なお、一般職には期末手当と勤勉手当の両方があるため、合計 4.65 月分から 4.70 月分となるが、特別職は期末手当のみの支給となるため、年間 3.50 月から 3.55 月分になっている。引き上げ幅としては同じ 0.05 月である。

本市が今回提案している案と国との違いは、月額給料の改定時期について、国は令和 8 年 4 月に遡及して引き上げる案だが、本市は、令和 9 年 4 月 1 日からの改定案としている。一方、期末手当については国と同様に令和 8 年 12 月期から 0.05 月引き上げる案としている。

・「令和 8 年度 第 1 回 米子市特別職報酬等審議会 概要要旨」

第 1 回資料の 11 ページの補足版で、法改正案に基づきプラス 3.0%の改定率を反映させた後の試算額を示したもの。

⑶ 質疑応答及び審議

【委員】

前回の議論で確認したい点や、気になっている点がある。

食料品やガソリン等をはじめ物価が上がっており、家計は大変厳しい状況にある。これは市の財政にとっても同様だと思う。そこで、報酬を引き上げる議論の中で、米子市の財政状況がどうなるのかを伺いたい。前回の審議会では財政力指数等が示され問題ない旨のご説明があったとのことだが、現在の状況について改めて伺いたい。

もう 1 点、仮に案のとおり 3%引き上げられた場合、県内の市を上回る金額になる点について。平成 19 年頃の経緯を見ると、県内の市と比べて米子市が高かったため下げたとの経緯があったと聞いている。中核市とは業務量も全く異なるが、近隣市を上回ることについてどのように考慮されているか、意見を伺いたい。

【会長】

前回、市の財政面への影響はそこまで大きくないという説明があったが、事務局から改めて説明をお願いしたい。

【事務局】

財政への影響については、今回の改定による増額分は約 1,000 万円であり、一般職員の給与改定に伴う財政負担に比べると影響は非常に少ない。市の財政に大きな影響を与えるものではない旨、第 1 回で説明させていただいた。

また、財政力指数についても、近隣や類似団体と比較して大きな変動はなく、安定した状況を維持しており、特段の支障は生じないと考えている。

【委員】

近隣市との関係についてはどうか。

【事務局】

近隣市では、しばらく審議会を開催しておらず、その間据え置かれている市があり、その市を上回るかたちになる。一方、今月に審議会を開催し、本市と同様に引き上げを行う方向の市もあると聞いている。

【事務局】
しばらく審議会を開催していない市については、固有の事情があって開催していないという判断かと思う。我々としては、国の給与動向や物価の状況、民間賃金の状況等を総合的に勘案して、特別職としてどのような報酬水準であるべきかを当審議会で客観的にご議論いただくことが基本だと考えている。
特別職の報酬について、地域間でのバランス等に関する最終的な判断は、審議会からの答申を受けた後、市議会の場において議論・判断されるべきものと考えている。当審議会においては、客観的なデータに基づいた適正水準をご審議いただくことをお願いしたい。

【会長】
私の理解としても、近隣の市でしばらく審議会を開いておらず、当時の高い水準のまま据え置かれていたところ、米子市は低かった水準から社会情勢に合わせて見直しを行い、今回ようやく追いつき、あるいは上回る形になったと理解している。長年据え置かれている他市の水準に過度に縛られるよりは、客観的なデータに基づいて改定を進める方が自然ではないかと受け止めている。

【委員】
近隣市を意識する視点は確かに大切だが、鳥取県西部圏域や山陰の経済圏を見渡すと、人材が移動する範囲の中で適正な水準を確保する必要がある。近隣市の水準に拘束されるのではなく、民間賃上げの動向や国の基準を踏まえて総合的に判断し、ここで適正な水準を定めていくのが良いと考える。

【委員】
都市の規模や人口密度、産業構造など自治体ごとに様々な事情がある。米子市はかつて財政的に厳しい時期があったが、近年の財政指標等を見ると着実に改善されてきている。そうした財政的な改善や客観的データを踏まえた判断であれば、妥当な引き上げであると思う。

【会長】
第1回審議会の令和9年度から給料3%引き上げ、期末手当0.05月引き上げの方向性について、改めて皆さんの考えを伺いたい。

【委員】
基本的に賛成の立場である。どこに住んでいても一定水準の質の高い行政サービスを受けられるべきであり、それを支える市職員のマンパワーや、組織をマネジメントする特別職のリーダーシップは極めて重要である。そうした資質と能力を持った優秀な人材を確保し、責任を持って職務に当たってもらうためには、ボランティア精神に頼るのではなく、適正な報酬水準を担保することが不可欠だと思う。しっかりと結果を出してもらうための根拠として、引き上げは必要であると考える。

【委員】
米子市が財政的にも好転してきているという客観的なデータもあり、米子市への移住や労働人口が増えること等につながるのであれば、特別職の方には引き上げになる分しっかり頑張っていただきたいと考える。

【委員】
報酬等の月額については、人事院勧告に従って引き上げることや、物価高騰を踏まえると妥当だと思う。ただ、期末手当の支給月数が毎年のように上がって今回3.55月分になる点について、近隣市が3.50月分である中で米子市だけ3.55月分に引き上げることには、心情的に少し引っかかる部分があった。月額が上がれば、掛け算で期末手当の総額も自動的に上がると思うが、月数まで引き上げる必要があるのか。
ただ、絶対に反対というわけではなく、近隣市なども国に準拠して引き上げる見通しであり、国の明確な基準に沿った改定で、市の財政に問題がない範囲ということであれば、理解する。

【会長】
最近審議会を開催した近隣の市でも、同様に、期末手当について議論されているということか。

【事務局】
当該市の改定に関する報道で、「期末手当については、国の特別職の改定率に準拠して引き上げることを確認した」という記事も出ており、本市と同じように上げる方針を出している模様である。

【会長】
国の指定職や特別職の基準や目安に基づいているのであれば、改定率について説明が立つので、妥当だと考える。

【委員】
国の改定に合わせて機械的に上げるのではなく、審議会において財政状況等を確認し、類似団体等を見ながら上げるかどうか判断するという方法であれば、引き上げは可と考える。

【会長】
今後は毎年本審議会を開催し、その際、改定について総合的に判断していくという方向性にしたいと思う。

【委員】
議員や職員の不祥事がないよう市民の信頼を守り、報酬に見合う成果をしっかり出して市民に納得していただけるよう努めていただきたい。物価も上がっているため、真摯に職務を果たしていただけるのであれば、引き上げに賛成する。

【委員】
市の財政に大きな支障がないのであれば、3%の引き上げに異議はない。他の委員の意見にも納得した。

【委員】
約20年前には特別職も一般職も大幅な給与カットがなされた。当時は各自治体が独自にカットしていたが、現在は客観的な国の勧告に準拠して適正化が進んでいる。昔のピーク時に比べれば、現在の期末手当の支給月数はまだかなり低い水準である。適正な水準に戻していく過程として、引き上げについては理解できる。

3　答申内容の確認

【会長】
　皆様の意見を伺い、方向性としては概ねまとまってきたかと思う。昨年度の答申にもあった通り、審議会の開催頻度については「原則として一の年度に一度開催する」方針を継続し、国の基準を参考にしつつ、米子市の財政や地域の実情を加味して審議していくということでよろしいか。
　また、改定率についても事務局提案のとおりでよろしいか。

【各委員】
（全員一致で異議なしの旨を表明）

【事務局】
それでは、答申内容について整理する。

① 審議会の開催頻度等について
　原則として一の年度に一度開催し、報酬等の額の適正な水準について審議する。

② 市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者について
・給料月額について、国の指定職に準じ3.0%の引き上げとし、令和９年４月１日から改定する。今後は人事院勧告における指定職俸給表の改定率を適用して引き上げることを基本方針とする。
・期末手当について、支給割合は国家公務員の特別職に準じて改定することとし、加算割合は据え置きとする。適用は令和８年度からとする。

③ 議長、副議長及び議員について
・報酬月額について、同様に3.0%の引き上げとし、令和９年４月１日から改定する。今後は指定職俸給表の改定率を適用して引き上げることを基本方針とする。
・期末手当について、支給割合は国家公務員の特別職に準じて改定することとし、加算割合は据え置きとする。適用は令和８年度からとする。

以上の内容で整理させていただく。

4　答申書の決定
（事務局において答申書案を作成し、配布のうえで読み上げ）

【会長】
　期末手当の引き上げについて、「0.05月引き上げる」という文言を明記しなくても良いのか。明記した方が明確で分かりやすい。

【事務局】
　文面に「0.05月引き上げとして」と明記する修正を加える。

【委員】
　期末手当の改定が今年度から適用される点について、報酬等月額と適用時期が異なるのはどのような理由からか。

【事務局】
　特別職の本給（給料・報酬）については、条例改正を伴うため議会に諮り翌年度４月１日施行とするのが通例だが、期末手当については、国の特別職の改定に合わせてその年度から適用することが通例となっている。今回はより透明性を高めるため、期末手当も含めて諮問事項として審議会にお諮りした。

【会長】
　説明のとおり、期末手当に「0.05月引き上げとして」の文言を追記した上で、最終的な答申書として決定してよろしいか。

【各委員】
（全員一致で承認）

【会長】
　これをもって、米子市特別職報酬等審議会の答申書を確定させていただく。

5　答申

6　閉会